

法人・個人事業主の方へ

一般に、当センターの仲介委員が営業損害の金額について検討する際は、事故前の売上げと事故後の売上げ等を検討いたします。

そのため、申立ての時点では、ご提出いただくなくとも、後に、売上額等を確定させるため、以下のような書面の提出をお願いすることがありますので、あらかじめ、ご了承ください。

原発事故前の売上げと、請求される損害が発生した期間の売上げが分かるもの

- **決算書、月次売上表、税務申告書の控え** など

上記の資料がない場合であっても、例えば顧客台帳や売上げ入金がある通帳やメールなど**その他の様々な資料等によって売上額を認定することができる**場合もあります。

そうしたご事情がある場合には、その旨を申立書に記載されるか、申立後、担当の調査官にその旨をお伝えください。

なお、東京電力に対する本賠償請求の際に提出した資料は、申立人の同意があれば、当センターが東京電力から取り寄せることが可能です。